

報告第3号

瑞穂市中山道大月多目的広場条例施行規則の制定について
瑞穂市中山道大月多目的広場条例施行規則を瑞穂市教育委員会に報告する。

令和4年3月24日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納博明

提案理由

瑞穂市中山道大月多目的広場条例の制定に伴い、必要事項を定めるため規則を制定するもの。

瑞穂市中山道大月多目的広場条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、瑞穂市中山道大月多目的広場条例（令和3年瑞穂市条例第16号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき、瑞穂市中山道大月多目的広場（以下「多目的広場」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用日)

第2条 条例第6条第1項の規定により利用できる日は、毎年1月4日から12月28日までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(利用の申請)

第3条 条例第6条第1項の規定により許可を受けようとする者は、中山道大月多目的広場利用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 利用許可の申請は、その行為をしようとする日の属する月の6月前から1月前まで受け付けるものとする。ただし、市長が必要と認めるものは、この限りでない。

3 前項の申請の受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとし、瑞穂市の休日を定める条例（平成15年瑞穂市条例第2号）第1条に定める日は、受け付けないものとする。

(利用の許可)

第4条 市長は、前条の規定による許可をしたときは、中山道大月多目的広場利用許可書（様式第2号。以下「利用許可書」という。）を交付する。

(利用の不許可)

第5条 条例第8条の規定により、多目的広場の利用を不許可と決定したときは、中山道大月多目的広場利用不許可通知書（様式第3号）を交付する。

(利用許可の変更)

第6条 第4条の規定による利用の許可を受けた者が、利用許可書に記載された事項を変更しようとするときは、中山道大月多目的広場利用変更許可申請書（様式第4号）に利用許可書を添えて市長に提出し、その許可を受けなけ

ればならない。

2 市長は、前項の規定による変更を許可したときは、中山道大月多目的広場利用変更許可書（様式第5号）を交付する。

（利用の取消しの申出）

第7条 利用の許可を受けた者は、利用を取り消そうとするときは、速やかに中山道大月多目的広場利用取消届出書兼使用料還付申請書（様式第6号）に利用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による利用の取消しを承認したときは、中山道大月多目的広場利用取消承認書（様式第7号）を交付する。

（特別の設備の申請等）

第8条 条例第10条ただし書の規定により多目的広場に特別の設備をし、又は変更を加えようとする者は、利用許可の申請をする際に、必要な書類を添えて中山道大月多目的広場特別設備承認申請書（様式第8号）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による承認をしたときは、中山道大月多目的広場特別設備承認書（様式第9号）を交付する。

（使用料の算定方法）

第9条 時間を単位として定められているもので、その時間が1時間に満たないとき、又はその時間に1時間未満の端数があるときは、その端数は1時間として計算する。

（使用料の納入）

第10条 条例第12条の使用料は、利用前に納入するものとする。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、利用後に納入することができる。

（使用料の減免）

第11条 条例第13条の規定により、使用料を減額し、又は免除することができる場合及び減額の範囲は、次のとおりとする。

（1）減額できる範囲

1 利用者が、公益的又は公共的な活動を開催するために利用する場合	100分の50
----------------------------------	---------

2 県域で構成する公共的な団体が、その目的のために利用する場合	
3 その他市長が必要と認める場合	

備考 使用料を減額して算出した使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(2) 免除できる範囲

ア 市（市議会並びに市の附属機関及び出先機関を含む。以下同じ。）、市が構成員である団体又は市が構成員である特別地方公共団体が、その行政目的のために利用する場合

イ 教育委員会（教育委員会の附属機関及び出先機関を含む。以下同じ。）、市立学校若しくは市立幼稚園又は教育委員会、市立学校若しくは市立幼稚園が構成員である団体が、その目的のために利用する場合

ウ 市内の公共的な団体が、その目的のために利用する場合

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める場合

2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、利用許可の申請をする際に、中山道大月多目的広場使用料減額・免除申請書（様式第10号）を市長に提出し、その承認を得なければならない。

3 市長は、前項の申請についてその可否を決定したときは、中山道大月多目的広場使用料減額・免除通知書（様式第11号）により通知する。

（使用料の還付）

第12条 条例第14条ただし書の規定により、使用料を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

(1) 利用の許可を受けた者の責めに帰すことができない事由により、施設の利用ができなくなると市長が認めるとき 全額

(2) 利用の許可を受けた者が利用開始日の前日までに利用の取消しを申し出たとき 全額

(3) その他市長が特に必要があると認めるとき 必要と認める額

2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、中山道大月多目的広場利用取消届出書兼使用料還付申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(利用後の報告)

第13条 利用の許可を受けた者は、利用を終了したときは、速やかに中山道大月多目的広場利用報告書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

(事故の責任)

第14条 利用者が自己の不注意又は不可抗力によって事故(死亡、障がい、盗難等)が生じた場合、市は、その責めを負わない。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、多目的広場の管理及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

中山道大月多目的広場利用許可申請書

年 月 日

瑞穂市長 様

申請者

団体名

住 所

氏 名

電話番号

利用施設名	1 芝生広場 (全面・半面・1/4区画) 2 遊具広場 3 ゲートボール場 (東・西) 4 ドームシェルター
利用目的	1 物品販売 2 写真・映画撮影 3 興行 4 競技会・展示会 5 その他()
利用内容	
利用予定人数	人
利用日時	年 月 日() 時 分から 年 月 日() 時 分まで

以下は記入しないでください。

許可年月日		使用料	規定額	
減免の有無	有 ・ 無		減免額	
			減免後の金額	
備 考				

中山道大月多目的広場利用許可条件

- 1 中山道大月多目的広場条例等の規定に違反しないこと。
- 2 使用後は原状に回復すること。
- 3 使用期間中のすべての責任は申請者が負うこと。

中山道大月多目的広場条例（抜粋）

（行為の禁止）

第7条 多目的広場においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けたものについては、この限りでない。

- （1）多目的広場を損傷し、又は汚損すること。
- （2）竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- （3）土地の形質を変更すること。
- （4）鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- （5）はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- （6）立入禁止区域に立ち入ること。
- （7）指定された場所以外の場所へ車両等を乗り入れ、又は留め置くこと。
- （8）たき火をし、又は火気を使用すること。
- （9）ごみその他汚物を捨てる等不衛生な行為をすること。
- （10）前各号に掲げるほか多目的広場の管理上支障のある行為又は市長が適当でないとする行為

中山道大月多目的広場利用変更許可申請書

年 月 日

瑞穂市長 様

申請者

団体名

住所

氏名

電話番号

項目	変更前	変更後
利用施設名	1 芝生広場（全面・半面・1/4区画） 2 遊具広場 3 ゲートボール場（東・西） 4 ドームシェルター	1 芝生広場（全面・半面・1/4区画） 2 遊具広場 3 ゲートボール場（東・西） 4 ドームシェルター
利用目的	1 物品販売 2 写真・映画撮影 3 興行 4 競技会・展示会 5 その他（ ）	1 物品販売 2 写真・映画撮影 3 興行 4 競技会・展示会 5 その他（ ）
利用内容		
利用予定人数	人	人
利用日時	年 月 日（ ） 時 分 ） 年 月 日（ ） 時 分	年 月 日（ ） 時 分 ） 年 月 日（ ） 時 分
変更理由		
使用料	円	円
許可番号		

※変更する項目のみ記入ください。

中山道大月多目的広場利用変更許可書

申請者

団体名

住所

氏名 様

中山道大月多目的広場施設長

次のとおり中山道大月多目的広場の利用変更を許可します。

項目	変更前	変更後
利用施設名	1 芝生広場（全面・半面・1/4区画） 2 遊具広場 3 ゲートボール場（東・西） 4 ドームシェルター	1 芝生広場（全面・半面・1/4区画） 2 遊具広場 3 ゲートボール場（東・西） 4 ドームシェルター
利用目的	1 物品販売 2 写真・映画撮影 3 興行 4 競技会・展示会 5 その他（ ）	1 物品販売 2 写真・映画撮影 3 興行 4 競技会・展示会 5 その他（ ）
利用内容		
利用予定人数	人	人
利用日時	年 月 日（ ） 時 分 ） 年 月 日（ ） 時 分	年 月 日（ ） 時 分 ） 年 月 日（ ） 時 分
変更理由		
使用料	円	円
許可番号		

中山道大月多目的広場利用許可条件

- 1 中山道大月多目的広場条例等の規定に違反しないこと。
- 2 使用後は原状に回復すること。
- 3 使用期間中のすべての責任は申請者が負うこと。

中山道大月多目的広場条例（抜粋）

（行為の禁止）

第7条 多目的広場においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けたものについては、この限りでない。

- （1）多目的広場を損傷し、又は汚損すること。
- （2）竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- （3）土地の形質を変更すること。
- （4）鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- （5）はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- （6）立入禁止区域に立ち入ること。
- （7）指定された場所以外の場所へ車両等を乗り入れ、又は留め置くこと。
- （8）たき火をし、又は火気を使用すること。
- （9）ごみその他汚物を捨てる等不衛生な行為をすること。
- （10）前各号に掲げるほか多目的広場の管理上支障のある行為又は市長が適当でないとする行為

様式第6号(第7条、第12条関係)

中山道大月多目的広場利用取消届出書兼使用料還付申請書

(提出日 年 月 日)			
団体名			
郵便番号	〒	—	
代表者住所			
代表者氏名			
連絡先	()	—	

次のとおり

利用取消 還付申請

 利用取消及び還付申請 いたします。

※該当部に○をつけ、以下の必要個所を記入してください。

利用取消内容

利用予定施設	利用予定日時	取消理由	納付状況
	① 年 月 日() 午前・午後 時 分 ~ 時 分		済・未済
	② 年 月 日() 午前・午後 時 分 ~ 時 分		済・未済
	③ 年 月 日() 午前・午後 時 分 ~ 時 分		済・未済
	④ 年 月 日() 午前・午後 時 分 ~ 時 分		済・未済
	⑤ 年 月 日() 午前・午後 時 分 ~ 時 分		済・未済

a. 天候のため(屋外施設のみ) b. 施設の状態不良 c. 事前取消
(該当する理由の記号を枠内にご記入ください)

※該当する納付状況に
○をつけてください。

還付先情報 ※還付申請をされる場合は、以下も併せてご記入ください。

口座登録	有 (登録済の口座に振込のため、以下記入不要)		
	無 (以下振込先を記入)		
還付金振込先 金融機関	銀行 金庫 組合		支店
	預金種別	普通 ・ 当座	口座番号
	ふりがな 口座名義		

◎振込先金融機関欄は、全て正確に記入してください。

◎以下は生涯学習課記入欄です。

※収入伝票番号	※徴収金の収入金額	※更正額	※差引過誤納入額

中山道大月多目的広場特別設備承認申請書

年 月 日

瑞穂市長 様

申請者

団 体 名

住 所

氏 名

電話番号

特別設備設置物 品名等	名 称	数 量	名 称	数 量
利用施設名	1 芝生広場 (全面・半面・1/4区画) 2 遊具広場 3 ゲートボール場 (東・西) 4 ドームシェルター			
利用目的	1 物品販売 2 写真・映画撮影 3 興行 4 競技会・展示会 5 その他 ()			
利用内容				
利用予定人数	人			
利用日時	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで			

報告第4号

瑞穂市ゲートボール場条例施行規則を廃止する規則について

瑞穂市ゲートボール場条例施行規則を廃止する規則を瑞穂市教育委員会に報告する。

令和4年3月24日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納 博 明

提案理由

瑞穂市ゲートボール場条例の廃止に伴い、同施行規則を廃止するもの。

瑞穂市ゲートボール場条例施行規則を廃止する規則

瑞穂市ゲートボール場条例施行規則（平成15年瑞穂市規則第84号）は、
廃止する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

報告第5号

瑞穂市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を
改正する規則について

瑞穂市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正
する規則を瑞穂市教育委員会に報告する。

令和4年3月24日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

瑞穂市中山道大月多目的広場条例の制定に伴い、必要事項を定めるため規則
の改正を行うもの。

瑞穂市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を
改正する規則

瑞穂市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則（平成15年瑞穂市規則第48号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中「8 瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則（平成27年瑞穂市教育委員会規則第4号）に規定する事務に関する事。」を「8 瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則（平成27年瑞穂市教育委員会規則第4号）に規定する事務に関する事。9 瑞穂市中山道大月多目的広場条例（令和3年瑞穂市条例第16号）の規定による許可、不許可及び取消しに関する事。10 瑞穂市中山道大月多目的広場条例第13条及び第14条の規定による使用料の減額及び免除、納期並びに還付に関する事。」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

瑞穂市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則（平成15年瑞穂市規則第48号）新旧対照表

改正後（案）		現行	
（補助執行） 第3条 次の表の左欄に掲げる職員に、同表の右欄に掲げる事務（前条の規定により委任した事務を除く。）を補助執行させる。		（補助執行） 第3条 次の表の左欄に掲げる職員に、同表の右欄に掲げる事務（前条の規定により委任した事務を除く。）を補助執行させる。	
職員	補助執行事項	職員	補助執行事項
教育長	1 教育委員会の所管に係る事務の予算の編成及び執行並びに予算の執行に関連する行為並びに物品の管理に関すること。 2 瑞穂市体育施設条例の規定による河川敷地内グラウンドの河川敷占用又は河川敷占用許可変更に関すること。 3 瑞穂市総合センター条例（平成15年瑞穂市条例第71号。以下「総合センター条例」という。）の規定による入館の制限に関すること。 4 総合センター条例の規定による許可、不許可及び取消しに関すること。 5 総合センター条例第14条及び第15条の規定による使用料の減額及び免除、納期及び還付に関すること。 6 瑞穂市保育室事業補助金交付要綱（平成15年瑞穂市告示第22号）、瑞穂市私立保育所等補助金交付要綱（平成18年瑞穂市告示第32号）、瑞穂市私立保育所等施設	教育長	1 教育委員会の所管に係る事務の予算の編成及び執行並びに予算の執行に関連する行為並びに物品の管理に関すること。 2 瑞穂市体育施設条例の規定による河川敷地内グラウンドの河川敷占用又は河川敷占用許可変更に関すること。 3 瑞穂市総合センター条例（平成15年瑞穂市条例第71号。以下「総合センター条例」という。）の規定による入館の制限に関すること。 4 総合センター条例の規定による許可、不許可及び取消しに関すること。 5 総合センター条例第14条及び第15条の規定による使用料の減額及び免除、納期及び還付に関すること。 6 瑞穂市保育室事業補助金交付要綱（平成15年瑞穂市告示第22号）、瑞穂市私立保育所等補助金交付要綱（平成18年瑞穂市告示第32号）、瑞穂市私立保育所等施設

整備補助金交付要綱（平成22年瑞穂市告示第34号）、瑞穂市教育振興事業補助金交付要綱（平成22年瑞穂市告示第144号）、瑞穂市多子世帯病児・病後児保育利用料無料化事業実施要綱（平成30年瑞穂市告示第49号）、瑞穂市副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱（令和2年瑞穂市告示第32号）、瑞穂市多子世帯の教育・保育給付認定子どもに係る副食費助成事業実施要綱（令和2年瑞穂市告示第36号）、瑞穂市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱（令和2年瑞穂市告示第48号）、令和2年度瑞穂市教育・保育給付認定子どもに係る緊急副食援助費交付要綱（令和2年瑞穂市告示第156号）、令和2年度瑞穂市就園就学緊急援助費交付要綱（令和2年瑞穂市告示第170号）、令和3年度瑞穂市教育・保育給付認定子どもに係る緊急副食援助費交付要綱（令和3年瑞穂市告示第101号）、令和3年度瑞穂市就園就学緊急援助費交付要綱（令和3年瑞穂市告示第102号）に係る補助金の交付手続に関すること。

7 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4に規定する総合教育会議に関すること。

8 瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則（平成27年瑞穂市教育委員会規則第4号）に規定する事務に関すること。

9 瑞穂市中山道大月多目的広場条例（令和3年瑞穂市条

整備補助金交付要綱（平成22年瑞穂市告示第34号）、瑞穂市教育振興事業補助金交付要綱（平成22年瑞穂市告示第144号）、瑞穂市多子世帯病児・病後児保育利用料無料化事業実施要綱（平成30年瑞穂市告示第49号）、瑞穂市副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱（令和2年瑞穂市告示第32号）、瑞穂市多子世帯の教育・保育給付認定子どもに係る副食費助成事業実施要綱（令和2年瑞穂市告示第36号）、瑞穂市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱（令和2年瑞穂市告示第48号）、令和2年度瑞穂市教育・保育給付認定子どもに係る緊急副食援助費交付要綱（令和2年瑞穂市告示第156号）、令和2年度瑞穂市就園就学緊急援助費交付要綱（令和2年瑞穂市告示第170号）、令和3年度瑞穂市教育・保育給付認定子どもに係る緊急副食援助費交付要綱（令和3年瑞穂市告示第101号）、令和3年度瑞穂市就園就学緊急援助費交付要綱（令和3年瑞穂市告示第102号）に係る補助金の交付手続に関すること。

7 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4に規定する総合教育会議に関すること。

8 瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則（平成27年瑞穂市教育委員会規則第4号）に規定する事務に関すること。

例第16号)の規定による許可、不許可及び取消しに関すること。

10 瑞穂市中山道大月多目的広場条例第13条及び第14条の規定による使用料の減額及び免除、納期並びに還付に関すること。

議案第 7 号

瑞穂市教育委員会事務局の職員の任免について

瑞穂市教育委員会事務局の職員の任免について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 15 年教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 7 号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和 4 年 3 月 24 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条第 3 号の規定によるもの。

議案第 8 号

瑞穂市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について

瑞穂市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則案について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 15 年教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 10 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

令和 4 年 3 月 24 日

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

瑞穂市組織体制の係制への移行及び瑞穂市中山道大月多目的広場条例の制定に伴い、規則の改正を行うもの。

瑞穂市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月●●日

瑞穂市教育委員会教育長

瑞穂市教育委員会規則第●号

瑞穂市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

瑞穂市教育委員会事務局処務規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「設置」を「設置等」に改め、同条に次の1号を加える。

（5）給食センター

第2条に次の4項を加える。

- 2 教育総務課に教育総務係及び施設係を置く。
- 3 学校教育課に人事・指導係及び学事・庶務係を置く。
- 4 幼児教育課に幼児教育係を置く。
- 5 生涯学習課に生涯学習係及びスポーツ文化係を置く。

第3条中第16号及び第17号を削り、第18号を第16号とし、第19号を第17号とする。

第5条中第17号を第18号とし、第3号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

（3）中山道大月多目的広場の管理運営に関すること。

第5条の次に次の1条を加える。

（給食センターの分掌事務）

第5条の2 給食センターの分掌事務は、次のとおりとする。

- （1）学校等の給食に関すること。
- （2）瑞穂市給食センター運営委員会に関すること。
- （3）給食センターの管理運営に関すること。

第7条の次に次の1条を加える。

第7条の2 係に係長を置き、総括主幹、主幹又は副主幹の職をもって充てる。

2 係長は、上司の命を受け、その係の分掌事務を掌理する。

第8条中「主幹」を「総括主幹」に改める。

第9条第1項中「総括課長補佐、課長補佐」を「主幹、副主幹」に改め、同条第2項中「総括課長補佐」を「主幹、副主幹、主査、主任及び主事」に改め、「課長を補佐し」を削り、同条第3項から第6項までを削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

瑞穂市教育委員会事務局処務規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第4号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（課の設置等）</p> <p>第2条 事務局に次の課を置く。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 給食センター</u></p> <p><u>2 教育総務課に教育総務係及び施設係を置く。</u></p> <p><u>3 学校教育課に人事・指導係及び学事・庶務係を置く。</u></p> <p><u>4 幼児教育課に幼児教育係を置く。</u></p> <p><u>5 生涯学習課に生涯学習係及びスポーツ文化係を置く。</u></p> <p>（教育総務課の分掌事務）</p> <p>第3条 教育総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(15) 略</p> <p><u>(16) 略</u></p> <p><u>(17) 略</u></p> <p>（生涯学習課の分掌事務）</p> <p>第5条 生涯学習課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 公民館、図書館その他社会教育機関の設置、廃止及び管理運営に</p>	<p>（課の設置）</p> <p>第2条 事務局に次の課を置く。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>（教育総務課の分掌事務）</p> <p>第3条 教育総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(15) 略</p> <p><u>(16) 学校等の給食に関すること。</u></p> <p><u>(17) 瑞穂市給食センター運営委員会に関すること。</u></p> <p><u>(18) 略</u></p> <p><u>(19) 略</u></p> <p>（生涯学習課の分掌事務）</p> <p>第5条 生涯学習課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 公民館、図書館その他社会教育機関の設置、廃止及び管理運営に</p>

関すること

- (2) 総合センターの管理運営に関すること。
- (3) 中山道大月多目的広場の管理運営に関すること。
- (4) 幼児教育、青少年育成、成人教育及び家庭教育に関すること。
- (5) 女性講座、高齢者講座その他の講座の開設及び運営に関すること。
- (6) 学校体育施設開放の管理運営に関すること。
- (7) 社会教育関係団体の育成及び指導に関すること。
- (8) 視聴覚教育に関すること。
- (9) 社会体育及びレクリエーションの指導及び奨励に関すること。
- (10) スポーツの推進に関すること。
- (11) 芸術文化の振興に関すること。
- (12) 社会人権同和教育に関すること。
- (13) 生涯学習の推進に関すること。
- (14) 生涯学習センターの事業運営に関すること。
- (15) 社会教育資料の刊行及び配布に関すること。
- (16) 社会教育委員、文化財保護審議会、社会教育推進員、スポーツ推進委員及び青少年育成推進員に関すること。
- (17) 文化財の保護に関すること。
- (18) 前各号に定めるもののほか、社会教育に関すること。
(給食センターの分掌事務)

第5条の2 給食センターの分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 学校等の給食に関すること。
- (2) 瑞穂市給食センター運営委員会に関すること。

関すること

- (2) 総合センターの管理運営に関すること。
- (3) 幼児教育、青少年育成、成人教育及び家庭教育に関すること。
- (4) 女性講座、高齢者講座その他の講座の開設及び運営に関すること。
- (5) 学校体育施設開放の管理運営に関すること。
- (6) 社会教育関係団体の育成及び指導に関すること。
- (7) 視聴覚教育に関すること。
- (8) 社会体育及びレクリエーションの指導及び奨励に関すること。
- (9) スポーツの推進に関すること。
- (10) 芸術文化の振興に関すること。
- (11) 社会人権同和教育に関すること。
- (12) 生涯学習の推進に関すること。
- (13) 生涯学習センターの事業運営に関すること。
- (14) 社会教育資料の刊行及び配布に関すること。
- (15) 社会教育委員、文化財保護審議会、社会教育推進員、スポーツ推進委員及び青少年育成推進員に関すること。
- (16) 文化財の保護に関すること。
- (17) 前各号に定めるもののほか、社会教育に関すること。

(3) 給食センターの管理運営に関すること。

(組織上の職)

第7条の2 係に係長を置き、総括主幹、主幹又は副主幹の職をもって充てる。

2 係長は、上司の命を受け、その係の分掌事務を掌理する。

(特別の職)

第8条 課に必要があるときは、総括主幹を置くことができ、事務職員及び指導主事をもって充てる。

2 総括主幹は、上司の命を受け、その課の分掌事務のうち、重要事項に係るものを総括処理する。

第9条 課に必要があるときは、主幹、副主幹、主査、主任及び主事を置くことができ、事務職員及び指導主事をもって充てる。

2 主幹、副主幹、主査、主任及び主事は、上司の命を受け、その分掌事務を掌理する。

(組織上の職)

(特別の職)

第8条 課に必要があるときは、主幹を置くことができ、事務職員及び指導主事をもって充てる。

2 主幹は、上司の命を受け、その課の分掌事務のうち、重要事項に係るものを総括処理する。

第9条 課に必要があるときは、総括課長補佐、課長補佐、主査、主任及び主事を置くことができ、事務職員及び指導主事をもって充てる。

2 総括課長補佐は、課長を補佐し、上司の命を受け、その分掌事務を掌理する。

3 課長補佐は、課長を補佐し、上司の命を受け、その分掌事務を掌理する。

4 主査は、上司の命を受け、その分掌事務を掌理する。

5 主任は、上司の命を受け、その分掌事務を掌理する。

6 主事は、上司の命を受け、その分掌事務を掌理する。

議案 9 号

瑞穂市資質向上を必要とする教員の研修実施要綱及び瑞穂市適応指導
教室設置要綱の一部を改正する告示について

瑞穂市資質向上を必要とする教員の研修実施要綱及び瑞穂市適応指導教室設
置要綱の一部を改正する告示案を、別紙のとおり提出する。

令和 4 年 3 月 2 4 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

瑞穂市組織体制が係制に移行することに伴い、瑞穂市資質向上を必要とする
教員の研修実施要綱及び瑞穂市適応指導教室設置要綱の一部を改正するもの。

瑞穂市教育委員会告示第●号

瑞穂市資質向上を必要とする教員の研修実施要綱及び瑞穂市適応指導教室設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年3月●●日

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

瑞穂市資質向上を必要とする教員の研修実施要綱及び瑞穂市適応指導教室設置要綱の一部を改正する告示

(瑞穂市資質向上を必要とする教員の研修実施要綱の一部改正)

第1条 瑞穂市資質向上を必要とする教員の研修実施要綱(平成15年瑞穂市教育委員会告示第24号)の一部を次のように改正する。

第5条中「主幹、総括課長補佐及び課長補佐」を「総括主幹、主幹及び副主幹」に改める。

(瑞穂市適応指導教室設置要綱の一部改正)

第2条 瑞穂市適応指導教室設置要綱(平成25年瑞穂市教育委員会告示第10号)の一部を次のように改正する。

第11条第5項中「教育相談担当課長補佐」を「教育相談担当」に改める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

瑞穂市資質向上を必要とする教員の研修実施要綱（平成15年瑞穂市教育委員会告示第24号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（研修の担当）</p> <p>第5条 研修は、所属学校長及び当該校長が選任した教員並びに学校教育課及び教育総務課の課長、<u>総括主幹、主幹及び副主幹</u>が各々の担当分野で指導に当たるものとする。</p>	<p>（研修の担当）</p> <p>第5条 研修は、所属学校長及び当該校長が選任した教員並びに学校教育課及び教育総務課の課長、<u>主幹、総括課長補佐及び課長補佐</u>が各々の担当分野で指導に当たるものとする。</p>

瑞穂市適応指導教室設置要綱（平成25年瑞穂市教育委員会告示第10号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（入室手続）</p> <p>第11条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 児童生徒が退室を希望する場合、児童生徒の退室については、児童生徒の在籍校長が推薦する教職員、室長、教育相談員及び教育委員会教育相談担当_____が協議し決定する。</p>	<p>（入室手続）</p> <p>第11条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 児童生徒が退室を希望する場合、児童生徒の退室については、児童生徒の在籍校長が推薦する教職員、室長、教育相談員及び教育委員会教育相談担当課長補佐が協議し決定する。</p>

議案第10号

瑞穂市子ども・子育て会議公募委員選考要領の一部を改正する訓令について

瑞穂市子ども・子育て会議公募委員選考要領の一部を改正する訓令案について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第10号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

令和4年3月24日

瑞穂市教育委員会教育長 加納博明

提案理由

瑞穂市組織体制が係制に移行することに伴い、要領の改正を行うもの。

瑞穂市教育委員会訓令第●●号

序中一般

瑞穂市子ども・子育て会議公募委員選考要領の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月●●日

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

瑞穂市子ども・子育て会議公募委員選考要領の一部を改正する訓令
瑞穂市子ども・子育て会議公募委員選考要領（平成29年瑞穂市教育委員会
訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「幼児教育課総括課長補佐」を「幼児教育課主幹」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

瑞穂市子ども・子育て会議公募委員選考要領（平成29年瑞穂市教育委員会訓令第2号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（選考審査会の設置）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 選考審査会に委員長及び委員を置き、委員長に教育委員会事務局長を、委員に<u>幼児教育課長及び幼児教育課主幹</u>をもって充てる。</p> <p>3 略</p>	<p>（選考審査会の設置）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 選考審査会に委員長及び委員を置き、委員長に教育委員会事務局長を、委員に<u>幼児教育課長及び幼児教育課総括課長補佐</u>をもって充てる。</p> <p>3 略</p>

議案第 1 1 号

第三次瑞穂市子どもの読書活動推進計画について

第三次瑞穂市子どもの読書活動推進計画について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 1 5 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 1 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

令和 4 年 3 月 2 4 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

瑞穂市社会教育の方針と重点の具現化に向け、瑞穂市の子どもたちが、本に親しみ、本を楽しみ、本から学ぶことができるような環境づくりを推進するため策定するもの。